

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	先端設備等導入計画の認定		
根拠法令 及び条項	中小企業等経営強化法第52条第4項		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （先端設備等導入計画の認定） 第 5 2 条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。 2 2 以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該 2 以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。 3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 先端設備等の種類及び導入時期 (2) 先端設備等導入の内容 (3) 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法 4 特定市町村は、第 1 項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 (2) 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。		
	審査基準 設定年月日	平成 3 0 年 6 月 1 3 日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	☐ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 2 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日

所管部署	環境經濟部産業振興課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。